

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成28年9月9日（平成28年（行情）諮問第571号）

答申日：平成29年1月31日（平成28年度（行情）答申第701号）

事件名：防衛装備移転三原則等に関して行政文書ファイルにつづられた文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「『防衛装備移転三原則』及び『防衛装備移転三原則の運用指針』の庶務担当部局が、業務のために行政文書ファイルにつづった文書の全て。＊『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七電磁的記録』があれば、それを希望。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙1に掲げる28文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定について、諮問庁が新たに別紙2の2に掲げる2文書を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年3月31日付け閣安保第162号により内閣官房国家安全保障局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、文書の再特定を求める。

#### 2 審査請求の理由

他にも文書が存在する。特に以下については、存在しない方がおかしい。

##### （1）国家安全保障会議の開催通知

国家安全保障会議の開催に当たっては、平成26年4月21日付け閣安保第155号で特定されたような開催通知が作成されているはずである。

##### （2）「国家安全保障会議議事運営規則」6条に基づく記録が存在するはずである。

「国家安全保障会議議事運営規則」（平成25年12月4日国家安全保障会議決定）6条は、「国家安全保障局は、会議の開催の都度、その出席者、議案及び決定内容等を記録し、これを保管するものとする」としているため、これに基づく記録が存在するはずである。

##### （3）「国家安全保障会議設置法」6条に基づき会議に提供された資料が存

在するはずである。

「国家安全保障会議資料提供等手続規則」4条は、この提供を国家安全保障局に提出することを定めている。

#### (4) 決裁関連文書

国家安全保障会議の開催及び会議での決定に関する決裁関連文書が存在するはずである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った本件請求文書の開示請求に対して、処分庁において、別紙2の1に掲げる文書Aないし文書E及び本件対象文書を特定した。開示決定等に当たっては、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、法9条1項に基づき、平成26年6月3日付け閣安保第217号により、別紙2の1に掲げる文書Aないし文書Eについて開示決定処分（以下「先行開示文書」という。）を行った後、平成27年3月31日付け閣安保第162号により本件対象文書について原処分を行った。

#### 2 本件対象文書について

本件開示請求に係る「防衛装備移転三原則」とは、平成25年12月に策定された「国家安全保障戦略」に基づき、防衛装備の海外移転に関して、武器輸出三原則等に代わる新たな原則として平成26年4月1日に国家安全保障会議及び閣議において策定したものであり、「防衛装備移転三原則の運用指針」については、「防衛装備移転三原則」に基づき、平成26年4月1日に策定したものである。

本件対象文書は、「防衛装備移転三原則」及び「防衛装備移転三原則の運用指針」の策定に関して作成又は取得した文書である。

#### 3 原処分の妥当性について

本件審査請求を受け、行政文書の特定を再度実施したところ先行開示文書及び本件対象文書以外に「国家安全保障会議 議事の記録」を保有していると認められることから、当該文書を新たに特定し、改めて開示決定等することとするが、これ以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められないため、その余の原処分は妥当である。

#### 4 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分における審査請求の理由として、

- (1) 「国家安全保障会議の開催に当たっては、開催通知が作成されているはずである。」旨主張している。

しかしながら、本件審査請求を受け、行政文書の特定を再度実施したが、原処分は適正に特定されており、先行開示文書及び本件対象文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

- (2) 「『国家安全保障会議議事運営規則』第6条に基づく記録が存在する

はずである」旨主張している。

処分庁においては、本件審査請求を受け、行政文書の特定を再度実施したところ、「国家安全保障会議 議事の記録」の保有が認められることから、処分庁においては、これを新たに特定し、改めて開示決定等することとする。

(3) 「『国家安全保障会議設置法』第6条に基づき会議に提供された資料が存在するはずである」旨主張している。

しかしながら、本件審査請求を受け、行政文書の特定を再度実施したが、原処分は適正に特定されており、先行開示文書及び本件対象文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

(4) 「国家安全保障会議の開催及び会議での決定に関する決裁関連文書が存在するはずである」旨主張している。

しかしながら、本件審査請求を受け、行政文書の特定を再度実施したが、原処分は適正に特定されており、先行開示文書及び本件対象文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

## 5 結語

以上のとおり、本件開示請求に対して、処分庁において法9条1項に基づき先行開示文書及び本件対象文書を特定し、開示した決定については、処分庁において別紙2の2に掲げる「国家安全保障会議 議事の記録」の2文書を保有していると認められることから、当該文書を新たに特定し改めて開示決定等することとするが、これ以外に先行開示文書及び本件対象文書を除き、本件審査請求に係る文書を保有しているとは認められないため、その余は妥当であると判断した。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年9月9日  | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成29年1月20日 | 審議            |
| ④ 同月27日      | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1に掲げる28文書である。

審査請求人は、本件対象文書の再特定を求めており、諮問庁は、別紙2の2に掲げる「国家安全保障会議 議事の記録」の2文書（以下「議事の記録」という。）を新たに特定し開示決定等をするとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確

認させたところ，次のとおりであった。

ア 本件開示請求は，「防衛装備移転三原則」及び「防衛装備移転三原則の運用指針」（以下，併せて「三原則等」という。）が国家安全保障会議で決定された数日後に受付されており，国家安全保障会議や与党・安全保障に関するPTの資料等，三原則等の決定に至るまでの検討に係る文書が本件開示請求に該当すると解し，先行開示文書及び本件対象文書を特定した。先行開示文書，本件対象文書及び新たに特定し開示決定等を行うこととしている議事の記録以外に本件請求文書に該当する文書は保有していない。

イ 審査請求人は，国家安全保障会議の開催通知及び同会議資料が存在するはずである旨を主張するが，三原則等に係る国家安全保障会議は，平成26年3月11日及び同年4月1日に開催されており，開催通知は，文書4，文書5及び文書12でそれぞれ特定している。また，審査請求人がいう国家安全保障会議資料については，文書6ないし文書8，文書13及び文書26が全てである。

ウ 審査請求人は，「国家安全保障会議の開催及び会議での決定に関する決裁文書が存在するはずである」旨主張している。

（ア）国家安全保障会議は，議長が招集することとされており（国家安全保障会議議事運営規則1条1項），議長である内閣総理大臣の具体的な指示を受けて，担当職員が，開催日時，議題等について事前に官邸内及び各省庁等の関係者と調整した上，開催通知を作成しているものであり，同会議の開催に関し決裁書による決裁手続は行っておらず，同会議の開催に関する決裁文書は保有していない。

なお，同会議の開催に当たっては，事前調整の際にメール及び電話による連絡を行っているが，当該調整等に使用した資料及びメールについては，用済み後速やかに廃棄している。

（イ）国家安全保障会議の決定に関する決裁文書は，文書9，文書10及び文書14で特定しており，他に決定事項に関する決裁文書は保有していない。

（2）当審査会事務局職員をして首相官邸ホームページを確認させるとともに，諮問庁から先行開示文書，本件対象文書及び議事の記録の提示を受けて確認したところ，これらの文書は本件開示請求に該当する文書と認められ，この外に本件請求文書に該当する文書は保有していない旨の諮問庁の上記（1）の説明が不自然，不合理とはいえず，他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから，内閣官房国家安全保障局において，先行開示文書，本件対象文書及び議事の記録の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

### 3 付言

本件は、審査請求から諮問までに約1年3か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、本件審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定について、諮問庁が新たに別紙2の2に掲げる2文書（議事の記録）を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることについては、内閣官房国家安全保障局において、本件対象文書及び別紙2に掲げる文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、妥当であると判断した。

（第2部会）

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久

## 別紙 1

### 本件対象文書

- 文書 1 国家安全保障戦略について
- 文書 2 国家安全保障戦略（概要）
- 文書 3 National Security Strategy
- 文書 4 国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（平成 26 年 3 月 11 日）
- 文書 5 国家安全保障会議の開催について【九大臣会合】（平成 26 年 4 月 1 日）
- 文書 6 国家安全保障会議資料（平成 26 年 4 月 1 日）防衛装備移転三原則（案）
- 文書 7 国家安全保障会議資料（平成 26 年 4 月 1 日）防衛装備移転三原則の運用指針（案）
- 文書 8 国家安全保障会議資料（平成 26 年 4 月 1 日）内閣官房長官記者会見 御発言案
- 文書 9 防衛装備移転三原則について（諮問）
- 文書 10 防衛装備移転三原則について（答申）
- 文書 11 「防衛装備移転三原則について」（閣議 内閣総理大臣発言要旨）
- 文書 12 国家安全保障会議の開催について【九大臣会合持ち回り】（平成 26 年 4 月 1 日）
- 文書 13 国家安全保障会議資料（平成 26 年 4 月 1 日）防衛装備移転三原則の運用指針（案）
- 文書 14 防衛装備移転三原則の運用指針について（決定）
- 文書 15 与党・安全保障に関する P T（平成 26 年 3 月 12 日）武器輸出三原則等の見直しに関する政府の検討状況について
- 文書 16 与党・安全保障に関する P T（平成 26 年 3 月 12 日）安全保障貿易管理と武器輸出三原則等について
- 文書 17 与党・安全保障に関する P T（平成 26 年 3 月 18 日）安全保障貿易管理と武器輸出三原則等について
- 文書 18 与党・安全保障に関する P T（平成 26 年 3 月 18 日）武器輸出三原則等の見直しに関する政府の検討状況について
- 文書 19 与党・安全保障に関する P T（平成 26 年 3 月 18 日）武器輸出三原則等の見直しに関する政府の検討状況について
- 文書 20 与党・安全保障に関する P T（平成 26 年 3 月 18 日）武器輸出三原則等の例外化に関する内閣官房長官談話等
- 文書 21 与党・安全保障に関する P T（平成 26 年 3 月 25 日）武器輸出三原則等に関する政府の検討状況について

- 文書 2 2 与党・安全保障に関する P T (平成 2 6 年 3 月 2 5 日) 防衛装備移  
転三原則の運用指針(案) 【概要】
- 文書 2 3 与党・安全保障に関する P T (平成 2 6 年 3 月 3 1 日) 武器輸出三  
原則等に関する政府の検討状況について
- 文書 2 4 与党・安全保障に関する P T (平成 2 6 年 3 月 3 1 日) 防衛装備移  
転三原則(案) 【概要】
- 文書 2 5 与党・安全保障に関する P T (平成 2 6 年 3 月 3 1 日) 防衛装備移  
転三原則の運用指針(案) 【概要】
- 文書 2 6 国家安全保障会議(平成 2 6 年 3 月 1 1 日) 関連資料 席上回収資  
料
- 文書 2 7 与党・安全保障に関する P T (平成 2 6 年 3 月 1 8 日) 非公表資料
- 文書 2 8 与党・安全保障に関する P T (平成 2 6 年 3 月 2 5 日) 非公表資料

## 別紙 2

### 1 先行開示 5 文書

文書 A 防衛装備移転三原則

文書 B Three Principles on Transfer of Defense Equipment and Technology

文書 C 防衛装備移転三原則の運用指針

文書 D Implementation Guidelines for the Three Principles on Transfer of Defense Equipment and Technology

文書 E 防衛装備移転三原則について

### 2 諮問庁が新たに開示決定等をすべきとする文書

文書 a 国家安全保障会議【四大臣会合】 議事の記録

文書 b 国家安全保障会議【九大臣会合】 議事の記録